

1月6日
受付開始

税の申告・相談が 予約制となります

要予約



町民税の申告・所得税及び復興特別所得税の確定申告

昨今の新型コロナウイルス感染拡大防止及び当町の確定申告会場混雑緩和のため、令和3年に朝日町で設ける確定申告会場を予約制とさせていただきます。予約は朝日町役場税務課窓口、電話、メールで受付いたします。

【予約及び申告について】

| | 朝日町役場 税務課窓口 | 電話 (377-5655) | メール (shinkoku@town.asahi.mie.jp) |
|---------------------|--|----------------------------------|--|
| 1 予約内容 | 職員が聴き取ります。 | 職員が聴き取ります。 | 件名：申告予約 本文：①氏名 ②生年月日 ③住所 ④日中の連絡電話番号 ⑤希望日時 ⑥申告項目（収入及び控除） ※⑤は下記の「4.申告受付期間内」でご記入下さい。 左記内容で送信下さい。 |
| 2 予約確定法 | その場で確定します。 | そのお電話で確定しますが、場合によっては折り返し連絡になります。 | メール送信から翌々日の役場開庁日までに予約確定の返信をいたします。予約が確定しなかった場合は「④日中の連絡電話番号」へ連絡いたします。 |
| 3 予約受付期間 | 1月6日（水）より3月12日（金）までの土・日・祝日を除く平日の9時～17時 | | 1月6日（水）より3月11日（木）までの0時～23時59分 |
| 4 申告受付期間 | 2月16日（火）より3月15日（月）までの土・日・祝日を除く平日の9時～11時及び13時～16時 住民税申告及び所得税の還付申告は、 <u>2月1日（月）</u> より受け付けします。 | | |
| 5 申告会場 | 朝日町役場2階大会議室（3月1日（月）より2階第1及び第2会議室となります。） | | |
| 6 申告に関するお願い | <ul style="list-style-type: none"> ▶予約せずにお越しになられた場合、予約の方が優先となりますので、当日の予約枠が埋まっている場合は後日の予約となる場合があります。予めご容赦下さい。 ▶譲渡・贈与に関する申告、住宅借入金控除一年目の申告、あるいは青色申告など高度な知識を要する申告は受付できかねますので、四日市税務署が用意する申告会場等をご利用下さい。 ▶ご自身で申告書が作成できている方は、直接税務署へ郵送して下さい。 ▶申告資料（特に下記の事前準備が必要な事項等）が整っていない場合は再予約となります。 | | |
| 7 事前準備が必要な事項 | 申告項目 | | 事前準備項目 |
| | イ) 医療費控除 ロ) 一般・農業・不動産所得 ハ) 配当所得 ニ) ふるさと納税 | | イ) 医療費控除の明細書 ロ) 収支内訳書 ハ) 当町指定様式 ニ) 金額の合計をお伝え下さい |

（ハ）の書式は当町ウェブページ（<http://www2.town.asahi.mie.jp/www/contents/1606810244299/index.html>）より入手下さい。配当所得を申告される方は当町指定様式に加え、配当通知書の原本も持参下さい。

（イ）（ロ）の書式は国税庁ウェブページもしくは上記の当町ウェブページより入手下さい。